

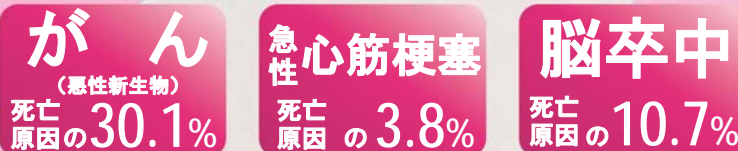
三大疾病保障特約付住宅ローン

対象住宅ローンの金利に **年+0.25%** を上乗せさせていただきます...

【住宅ローンのお借入れ計画に『安心』をプラス】

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により、所定の状態(※1)と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしもの時でも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となる住宅ローンです。

三大疾病保障特約付団体信用生命共済



* 死亡原因出典：厚生労働省「平成21年人口動態統計(確定数)」

死亡・後遺障害保障に加え、上記の病気が原因で
所定の状態(※1)と診断されたら
共済金で

**住宅ローン残高を
全額返済(※2)**



詳しくは裏面をご覧ください

(※1) 死亡・後遺障害保障に加え、次の事項に該当した場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAIに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

- が ん** 保障期間中に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
- 急性心筋梗塞** 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
- 脳 卒 中** 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

(※2) ※1の事項に該当した場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。詳しくは、当JA窓口までお問合わせください。

【ご加入にあたっての留意事項】

- 加入可能な年齢の範囲は、20歳から50歳までとなります。
- 健康状態を「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」で告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- 今までに、悪性新生物(上皮内がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがある場合にはご加入いただくことはできません。
- お借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。

＜三大疾病保障特約付住宅ローンのご利用にあたっての留意点＞

- 三大疾病保障特約付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問合わせください。
- 本「三大疾病保障特約付住宅ローン」のご案内は三大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」に添付されている「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のご説明」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。
- ローンのお申込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。
- お借換えにもご利用いただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。

JA愛知北

詳しくは下記窓口へお問い合わせください。
○ 江南支店 0587-55-2271 ○ 犬山南部支店 0568-67-0666
○ 犬山支店 0568-62-5111 ○ 大口支店 0587-95-2121
○ 扶桑支店 0587-93-2211 ○ 岩倉支店 0587-37-3111

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にお問合わせ・ご相談ください。(ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要となります。)

＜三大疾病保障特約付住宅ローン＞

対象商品	「住宅ローン」、「住宅ローン100」、「リフォームローン」、「借換え専用住宅ローン」			
資金使途	住宅ローン	住宅の新築資金、住宅・マンション(中古を含む)の購入資金、住宅新築のための土地購入資金		
	住宅ローン100	住宅の新築資金、住宅・マンション(中古を含む)の購入資金		
	リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修資金、住宅に付帯する施設の取得資金		
	借換え専用住宅ローン	他金融機関等からの住宅資金借入金の借換資金		
借入金額	住宅ローン	8,000万円以内(担保価値の範囲内) 年間元金ご返済額の税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内		
	住宅ローン100	5,000万円以内(担保評価額の範囲内) 年間元金ご返済額の税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内		
	リフォームローン	3,000万円以内(担保価値の範囲内) 年間元金のご返済額の税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内 【無担保型は500万円以内】		
	借換え専用住宅ローン	5,000万円以内(最大1,000万円までの担保不足でも借換可) 年間元金のご返済額の税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内 【無担保型は500万円以内】		
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。			
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。			
ご融資利率	○上記対象住宅資金ローンの金利十年0.25%			
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい内容はチラシおよび説明書をご覧ください。			
付帯される共済についての概要	正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		
	ご加入について	年齢	加入可能な年齢の範囲は、20歳から50歳までとなります。	
		告知	健康状態を「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」で告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。	
		医師の診査	お借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。	
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。	
	告知義務違反による解除	告知に際し事実を記入されなかったり、事実でないことを記入されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。		
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間中に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。 (注)共済金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。		
		1 死亡されたとき		
		2 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、次の①から⑩のいずれかの後遺障害の状態になられたとき ①両眼の視力が0.02以下になったもの ②1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ③そしゃくの機能を廃したものの ④言語の機能を廃したものの ⑤両上肢の用を全廃したものの ⑥両手の手指の全部を失ったもの ⑦両下肢を足関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したものの ⑨精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの ⑩神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの		
		3 三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき		
	悪性新生物(がん)	保障期間中に初めて所定の悪性新生物(上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。		
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。		
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。		
共済金が支払われない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。			
	1 保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金)			
	2 「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実による場合には、支払われます。]			
	3 被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金)			
	4 保障の開始時前の傷害または疾病が原因で所定の後遺障害の状態または三大疾病状態になられたとき(後遺障害共済金・三大疾病共済金)			
5 契約関係者に詐欺等の行為があったため、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)				
*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部しか支払われない場合があります。				
共済事故発生の場合の手続き	万一、被共済者に共済事故(死亡、所定の後遺障害の状態、所定の三大疾病の状態)が発生した場合には、直ちにお借入れのJA窓口にご連絡ください。			

※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のご説明」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。

※ローンのお申込みに際しては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。